

住民監査請求（生活保護費）について（概要）

平成 22 年 4 月 5 日付けで提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求とならない旨請求人に通知しました。（却下）

1 請求の要旨

保護の種類欄に住宅扶助が扶助されているが、扶助額、住宅扶助の記載がないなど、大阪市福島区保健福祉センターの生活保護費の不正な会計処理について、センターに指摘すると取り合わず、健康福祉局に質問し、福島区保健福祉センターへの指導を求めたが拒否された。支給されるべき生活保護費が不正に内部処理された。また、他の受給者にも不正な内部処理が広がっている可能性がある。

正当な会計処理を求めると共に正当な生活保護費の支給を求める。また、全ての保健福祉センターへの監査を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

- ・地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）に限定され、それら以外のものを対象とする請求は、定型に該当しない不適法な請求となるものである。
- ・しかしながら、請求人は、保護の種類欄に住宅扶助が扶助されているが、扶助額、住宅扶助の記載がないなど、支給されるべき生活保護費が不正に内部処理されたとして、正当な生活保護費の支給を求めている。
- ・また、他の受給者にも不正な内部処理が広がっている可能性があることから、全ての保健福祉センターへの監査を求めるとも主張している。
- ・請求人の主張は、法所定の違法不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての主張とは言えず、生活保護費の支給の求めや保健福祉センターの業務処理に対する不満や不平にとどまるのであって、住民監査請求の対象となる当該行為等に該当するものではないと言わざるを得ない。
- ・したがって、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。